

令和8年度 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画

	中期計画	令和8年度_年度計画
1	本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。 新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。	(1) 三つのポリシーに基づき、教育環境を整備・活用し、創造性と豊かな感性を併せ持った人材の育成に取り組む。 (2) 学生の幅広い表現力と思考力を養うため、各学部において体系的なカリキュラム編成について、現行カリキュラムの検証を行う。 また、新たに全学共通教養科目を導入するとともに、実施結果について検証を行い、次年度の充実に必要な取組を検討する。 (3) 学生アンケートの回答等も踏まえて授業の改善に取り組み、より学修者にとって有効なカリキュラムの構築とアセスメントプランを確立する。 (4) 美術学部において授業時間を一定の時間単位で編成するコマ制を導入し、教育の質向上及び学生の学修環境の充実に図る。
2	より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	(1) 指導体制や運営体制を充実し、高度な専門的研究教育を実施する。 (2) 美術研究科においては、専門分野内外の幅広いジャンルに触れ、柔軟な思考力と独自の発想力を修得させることを目的として、専攻を横断した合同演習を実施する。
3	成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実に図る。 また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	(1) 全学教務委員会において、シラバスの記載内容の適切性や学修成果との対応関係などについて確認し、その改善を行う。 (2) 授業アンケートの回答率向上を図るとともに、全学教務委員会において当該アンケート結果の活用方法を検討する。また、教育の成果の把握や授業内容の発展に必要なサイクルを確立し、教育の質保証に取り組む。
4	アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。	(1) オープンキャンパスの開催や進学説明会への参加により、優れた受験生確保に向けて入試広報の充実に図る。 (2) 美術学部将来構想委員会において、引き続き新たな入試方法や社会人枠の導入について検討を進める。

	また、新たな入試方法等や大学院における社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	(3) 本学の受験者が多い近畿圏を中心に、より効果的な入試広報を検討・実施する。
5	本学の芸術教育の特性を踏まえ、FD・SDを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究を充実させる。	(1) SD 計画について、職員だけでなく教員も含めた研修体系に見直し、本学の教職員としての基盤的素養を形成することにより、教育体制を強化する。また、京都市が実施するセンター研修への教員の参加についても検討を行う。 (2) 芸術教育・研究活動の質向上のため、新たに着任した教員や着任3年目・7年目・12年目の教員を対象に研修を実施し、授業方法やカリキュラムの改善等に取り組むための能力を育成する。また、全学FD委員会主催の研修を実施する。 (3) 他の大学や機関等と連携したFD活動を実施し、芸術教育の特性と専門的な教育研究の更なる充実に取り組む。 (4) 合理的配慮について、申請から実施までの対応の迅速化と質の向上を図る。
6	学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	(1) 他大学や各種団体・機関との連携拡充や学内での横断的な教育の実施により、学びの場の充実を図る。 (2) 学生の幅広い教養の修得のため、令和8年度から実施する全学教養科目について、内容の適切性を全学教務委員会で確認する。また、他の機関と連携した新たな授業について検討を行う。 (3) 図書館において、企画展示や貸出促進企画を実施するとともに、教員による選書図書についてのレクチャーやトークイベントを実施するなど、図書館機能の強化に取り組む。 (4) 附属施設間の連携はもとより、他の文化芸術及び教育研究機関との連携を一層強化し、教育研究環境の充実を図る。 (5) JR南部の土地約3,000㎡の活用について検討を行い、整備を進める。
7	多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキュリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を	(1) 相談フォームなど学生が悩みを相談しやすい環境を充実させ、合理的配慮の支援体制の充実を図る。 (2) 五芸祭を本学で開催する。また、クラブ活動助成金による補助や近隣自治会との調整などを通じて、学生の自主的活動を支援する。

	整備する。	(3) 京都府警等と連携して、学生に対する研修の実施や防犯のための情報発信等に取り組み、防犯意識の向上を図る。
8	在学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアデザインや企業等への就職支援を行う。	(1) 個別相談、キャリア講座、企業説明会や卒業生との交流機会などを通じて、学生が自身の望むキャリアを形成できるよう、継続的な支援を行う。 (2) 企業や外部機関と連携し、個別・合同企業説明会や様々な講座等を通じて、学生が卒業後を見据えて主体的に就職・芸術活動を展開できるよう支援する。 (3) Google Classroom を活用し、必要な学生に就職関連イベントや求人について情報発信を行う。また、就職支援システム「キャリタスUC」の普及・利用を促進し、相談記録や進路実績の記録をもとに、本学の強みや特徴を分析し、キャリア支援へ繋げる。 (4) 学生が今後芸術家としてキャリアを形成するうえで必要となる知識の修得を図る。
9	本学においてこれまで培われてきた教員の自由で独創的な研究を継承するとともに、京都の伝統芸能分野等との連携や本学が有する様々な文化芸術資源を活用した研究体制の構築などの取組を推進し、研究の深化を図る。 また、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与するため、研究成果を積極的に発信し、出版物や紀要のみならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	(1) 特別研究助成制度を継続し、教員の自由で独創的な研究活動を支援する。 (2) 日本伝統音楽研究センターにおいて以下の取組を実施し、地域の文化振興と国内外の多様な音楽・芸能に関する学術的、実践的な探求と発信を行う。 ・伝音ライブの開催（3 回程度） ・日本伝統音楽をテーマとした公開講座（3 回程度） ・市民向け伝音セミナーの開催（10 回程度） ・地域文化に関する講座の開催(3 回程度) (3) アーカイブ研究会や「基礎教育」を重点的な研究対象としたプロジェクトの継続、コンポスト（紀要）編集などを通じ、芸術資源研究センターの研究成果を広く社会に還元する。
10	デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基盤の強化に努める。	(1) 各機関内での制度周知や応募の呼びかけ、科研費採択経験者による知見共有の機会創出（相談会や情報交換会等）などを実施し、申請件数や採択率の向上を図る。 (2) 新任教員研修において、科研費や特別研究助成の各種公募制度について紹介し、着任早期からの研究環境の構築及び外部資金獲得の動機付けを行う。

11	交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。 また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	(1) 美術学部において、交流協定締結校の更なる拡充に向けてアメリカの大学等との協定締結を視野に入れた検討を進める。また、協定以外の新たな国際交流についても、具体的な手法を検討する。
		(2) 海外留学する優秀な学生への奨学金制度（京都ロータリークラブ奨学金）について運用を行うとともに、令和7年度策定の「国際交流方針2026」を踏まえ、全学的な国際交流のあり方や体制等について検討する。
12	あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人のために安心して快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	(1) 美術学部において、ジェンダーバランスや教育の継続性を考慮した採用人事に関する意見の取りまとめを行う。また、多様性の受入れと法令遵守について充実を図る。
		(2) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、支援の充実に取り組む。
		(3) 自治会と連携して施設整備に対する学生の意見を集約し、全ての学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善を図る。
13	小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組み、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	(1) 堀川音楽高校での日本音楽史や邦楽体験教室の実施など、小中高等学校との連携交流授業の実施や連携協定校との取組の充実により、芸術文化に触れ合う機会を創出する。
		(2) 他の大学や研究機関・組織と連携を図り、共同授業や連携事業など様々な企画に主体的に関わるとともに、引き続き地域・団体活動への協力を行う。
		(3) 文化庁採択事業（プロジェクト）の継続実施や新規事業への応募など、文化庁と連携した芸術活動に取り組む。
		(4) 企業等をはじめとして幅広い分野・団体と連携した取組により、教育研究成果を市民・社会に還元する。
14	開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用等など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	(1) 地域との交流や地域資源の活用など、芸術活動を通じて地域との連携を深めるため、以下の事業等に取り組む。 ・下京渉成小学校でのレジデンス事業 ・西文化会館ウエスティ、北文化会館での演奏会 ・下京 南まちなかアートへの参加 ・崇仁自治連合会等、地域の団体が行う文化事業への協力
		(2) ギャラリー@KCUAにおいて、ケース・スタディやフィールドワーク、レクチャーなど、大学と地域が協働した事業やプロジェクトに取り組む。

		(3) 日本伝統音楽研究センターにおいて、地域活動であるお囃子の会との取組や地域行事への協力を行う。
15	京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	(1) 定例で開催している展覧会、演奏会等の事業に加え、教員の退任記念事業や他機関との連携事業等を実施し、教育研究成果を市民・社会に還元する。 (2) 芸術資料館及びギャラリー@KCUAにおいて、以下の企画を実施し、文化芸術の発信に取り組む。 芸術資料館：収蔵品展等（4回） ギャラリー@KCUA：卒業生等による企画申請展（4回）、特別企画展（3回）、イヌ場プロジェクトの実施
16	サマーアートスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子どもの音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	(1) 公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実に取り組む。 (2) 引き続き子どもの音楽教室と連携し、新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 (3) 芸術資料館及びギャラリー@KCUAにおいて、以下の企画を実施し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供する。 芸術資料館：収蔵品展等でのギャラリートーク開催（5回程度）、芸術資料に関する連続講座（3回） ギャラリー@KCUA：公開講座/フィールドワーク/レクチャーを開催（10回程度） （再掲） 日本伝統音楽研究センターでは、以下の取組を実施し、地域の文化振興と、国内外の多様な音楽・芸能に関する学術的、実践的な探求を継続的に行う。 ・伝音ライブの開催（3回程度） ・日本伝統音楽をテーマとした公開講座（3回程度） ・市民向け伝音セミナーの開催（10回程度） ・地域文化に関する講座の開催（3回程度） （再掲） アーカイブ研究会や「基礎教育」を重点的な研究対象としたプロジェクトの継続、コンポスト（紀要）編集などを通じ、芸術資源研究センターの研究成果を広く社会に還元する。

17	社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	令和6年度に新設した共創テラス・事業連携推進課を中心に、共創・連携ポリシーに基づく、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献に取り組む。
18	大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、FD・SDを通じた組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR (institutional research) 機能の強化について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	(1) 理事長・学長が様々な課題に機動的に対応できるよう、組織運営体制の改善を図る。また、既存組織についても、多様化する業務に柔軟に対応するため、再編も含めたあり方の検討を行う。 (2) 大学ポートレートの掲載情報を充実させるとともに、他大学の情報収集や本学との比較データを用いて本学の課題を明確にすることで、業務運営の改善を図る。
19	安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	(1) 本学ホームページ、求人広告、人材紹介サービス及び企業説明会への参加など多様な方法で募集を行い、質の高い人材の早期確保に取り組む。また、新規採用職員研修の内容を見直すなど、職員の人材育成の充実を図る。 (2) 職員の能力向上のため、外部機関が実施する講座等の受講による資格取得に対して、新たに補助制度を設ける。 (3) 財務会計システムとシームレスに連携する文書管理システムの新規導入に向け、着実に準備を進める。 (4) コンサルタントやITアドバイザーなど外部専門家の助言を踏まえて、システムの要件定義の精度向上やファクトチェックを行い、業務のDX推進を図る。

20	法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄附金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄附金の使途について情報発信に努める。	(1) 京芸友の会及びのれん百人衆について、同窓会組織や企業・団体等に働きかけを行うなど、新規の支援獲得に努める。また、理事長がのれん百人衆の加盟企業等へ訪問するなどして、加盟社（者）の継続支援につなげる。
		(2) 令和7年12月に運用を開始した PayPay 応援募金サービスを活用し、本学演奏会等の機会を捉えて積極的に支援金を募る。
21	芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	(1) 決算情報について、経営審議会や教育研究審議会でわかりやすく報告を行うなど、学内の財務状況の共有に努める。
		(2) 持続可能な財政運営を実現するため、効率的・効果的な予算編成を行うとともに、無駄を省き、計画的な経費執行を行う。
22	学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	(1) 令和7年度に作成した中長期保全計画に基づき、各設備を維持管理するために必要な資金の確保について検討を進めるとともに、令和8年度に必要となる対応については、確実に実施していく。
		(2) 芸術資料館において収蔵品の調査研究を実施するとともに、専門的見地からその価値を広く発信する。また、令和6年度から3か年計画で継続実施している循環照合を完了する。
		(3) 大学施設を有効利用するため、本学の教育・研究に影響がない範囲で堀場記念ホール等の一般貸出を行うこととし、その受付を開始する。
23	地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	(1) 本学の内部質保証システムを再構築し、法人に新たに内部質保証委員会を設置するとともに、自己点検・評価のチェックや令和10年度の認証評価受審に向けた準備を行うなど、内部質保証システムの機能を強化する。
		(2) 令和7年度の自己点検・評価を行うとともに、結果を速やかにホームページで公表する。
		(3) 業務実績評価において、中期計画で設定した指標を基に当該年度の取組の見直しや次年度計画への反映を行うなど、質保証のためのPDCAサイクルを確立する。

24	市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー@KCUAや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。 また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」であると捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をSNS等で適宜発信していく。 ウェブサイトを通じて法人の体制、運営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	大学の教育研究活動への理解促進のため、ホームページやSNS、大学案内等の広報冊子、動画配信などによる情報発信に取り組む。また、引き続き積極的にメディア対応を行い、パブリシティの獲得を図る。
25	良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	(1) 建物の運営コストを低減し、効率的な施設の管理を図るため、建物総合管理における各業務の内容を見直すとともに、適切な管理に努める。また、施設整備基金を活用し、施設設備の改善に取り組む。 (2) 自治会と連携して施設整備に対する学生の意見を集約し、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善を図る。
26	全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	(1) 全学的な安全管理体制を強化するため、学生・教職員だけでなく、本学が委託する建物総合管理業務に関わる事業者の知見も取り入れ、災害や事故等を未然に防止する。 (2) 安全な就業環境が維持されるよう、産業医による職場巡視及び改善に取り組む。また、緊急時に心肺蘇生法等を適切に実行できるよう、AED研修を継続実施する。 (3) 安全確保のため、共有工房の機器使用に係るライセンス制度を適切に運用するとともに、学生・教職員の安全管理意識の向上に資する取組を実施する。

27	公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	(1) 法令遵守の意識向上に資する研修を実施し、継続的な周知・教育に取り組む。また、現行の「コンプライアンス推進のための行動規範」について、より具体的な内容を盛り込むなどの改定を行う。
		(2) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、研修を実施する。
		(3) ハラスメント防止における対応フローの円滑な運用や研修の実施により、学生や教職員が安心して過ごすことができる環境づくりを推進する。
		(4) 令和7年度に更新した経理担当者向け資料を活用し、学内に周知することにより会計規則の徹底に繋げる。